

日本法社会学会理事および理事長選出規則

第一条 理事の数は40名とする。

第二条 1 前条の理事のうち35名は、会員の投票によって選出される。

2 その他の理事は、前項の選挙による当選人が協議により理事候補者を総会に提案し、総会によって選出される。

第三条 1 選挙は、候補者15名連記の無記名投票によっておこなう。

2 得票数が同数のときは、選挙管理委員会が抽選によって当選人を決定する。

第四条 新たに選出された理事会が発足する年の前年の末日において65歳以上の会員は、理事に選出されることができない。

第五条 (削除)

第六条 理事長は、第二条1項の選挙による当選人の投票によって選出される。

第七条 理事は疾病、長期の海外留学、勤務上の都合等の事由がある場合に限り、理事会の承認を得て辞任することができる。

第八条 選挙により選出された理事に欠員が生じたときは、選挙施行後2年以内に限り、次点者を繰り上げ当選とする。

〔付則〕 1. 1977年5月14日施行の日本法社会学会理事選出規則を廃止する。

2. 本規則は、1992年5月9日から施行する。

3. 改正：1999年5月22日（第二条1項の一部改正と第六条の追加、ならび以下の条数の繰り下げ）

4. 改正：2003年5月18日（第五条の削除）